

人事に関する税優遇措置の改善

Japanese Business Network



2019年4月30日、官報第100番（“Gazzetto Ufficiale n.100”）において行政命令第34番が発表されました。この行政命令はイタリア居住者への税優遇に関するもので、「経済成長の行政命令」とも呼ばれます（以下「行政命令」）。経済成長および経済危機脱却の緊急措置と位置づけられ、2019年5月1日に発効されましたが、法律化する際に、一部条文が修正となる可能性があります。2020年1月以降にイタリアで税務上の居住者となる場合、個人所得税（Imposta su Reddito delle Persone Fisiche: IRPEF）の課税ベースがさらに減額され、優遇措置期間が引き伸ばされるのです。

1. イタリアへ経済活動に移す労働者（出向者）（“lavoratori impatriati”）を対象とする優遇措置について

現 行

- 対象者の個人所得税課税ベースの減額率は50%。
- イタリア居住者になる年から4年間適用。
- 対象者: 下記に加え、最低2年以上のイタリアにおける税務上の居住者、または自営業者を指す。
 - a) イタリア渡航前に5年以上、外国に税務上の居住地があった。
 - b) 下記いずれかの企業と労働関係を結んでいる。
 - 1. イタリアに税務上の居住地を有する企業。
 - 2. 上記企業と資本関係を結ぶ外国企業。
 - 3. 上記企業のグループ企業。
 - c) 経済活動の大部分がイタリアで行われる。
 - d) 上級管理職、または高度な専門職に就く。
- 2017年度より、欧州連合（EU）加盟国の住民に限らず、非加盟国の住民に対しても適用されることとなった。（対象となる非加盟国とは二重課税防止条約、または税に関する情報交換協定を結んでいることを前提とする）
- 非加盟国民は、下記の要件を満たさなければならない。
 - a) 3年制またはそれ以上の大学の学位を保有し、イタリア渡航前の連続する24カ月以上、外国で被雇用者または個人事業主として経済活動を営んでいた。
 - b) イタリア渡航前の24ヶ月以上を外国で研究を続けており、さらに/または学士、学士より高度な学位を取得している。

修正後（行政命令第34番第5条：2020年1月1日より発効）

- 優遇制度の対象者（被雇用者また個人事業主）要件を簡易化し、以下も含まれることに。

- a) イタリア渡航前の過去 2 年間、イタリアの税務上の非居住者。
- b) イタリアに住居を移し、2 年間、イタリア国内で経済活動を営むこと。
(イタリア起業予定者も対象となる)
- 課税ベース減額率を**現行の 50%から 70%に引き上げ**。南イタリア地域に移住する場合は、**さらに 90%まで引き上げられる**。(対象地域：アブルッツォ州、モリーゼ州、カンパニア州、プーリア州、バジリカータ州、カラブリア州、サルデーニャ州、シチリア州)
- 下記の条件を満たす場合、優遇措置の適用期間がさらに 5 年引き伸ばされる。
 - a) 未成年者、被扶養児童を有する (正式な養子縁組前の子どもを含む)
 - b) イタリアで居住目的のための物件を購入
 - c) 未成年者や被扶養児童を 3 人以上有する (その場合、**減額率は 50%から 90%へ引き上げられる**)
- イタリア人のための海外住民登録帳 (AIRE) に登録したことがない者にも拡大適用される (ただし、二重課税防止条約を締結する国で最低 2 年以上、税務居住を有していたことを条件とする)

2. 研究者を対象とするタックスインセンティブ

- イタリアに税務上の居住地を移す研究者に対し、所得税の課税ベースが 90%減額。
- イタリアにおける税務上の居住の年から 3 年間にわたり適用される (対象者は関連する法律で定められた条件を満たさなければならない)。

修正後 (行政命令第 34 番第 5 条 2020 年 1 月 1 日より発効)

- 「適用年数の延長」の項目が修正。納税者である研究者が一定条件 (被扶養児童の有無、渡伊後または渡伊 12 カ月前のイタリアでの物件の購入など) を満たす場合、税優遇措置の適用期間は **6 年 (以前は 4 年) から最大 13 年 (特定の要件を満たすことが必要)** へと延長される。
- AIRE への未登録者の扱いについても、前述と同様である。

PwC イタリアより発行された Newsletter は、[こちら](#)よりご覧いただけます。(イタリア語・英語)

PwC Japan ならびに PwC イタリアの Japanese Business Network は、オンライン上でさまざまな情報を配信しています。

ご興味ございましたら、下記のリンクよりぜひご訪問ください。

PwC Japan

[PwC イタリア Japanese Business Network 紹介、セミナー、最新情報](#)

[ジャパンデスク 各国・地域最新ニュース \(日本語\)](#)

[Strategy& 2018~2019 年の各業界の動向 \(日本語\)](#)

PwC あらた有限責任監査法人は、ご登録いただきましたお客様に対して、月次のメールマガジンを配信しています。メルマガ登録ご希望の方は[こちらのフォーム](#)から「監査およびアシュアランス」の「会計・監査ニュースレター (月刊)」をご選択ください。

© 2019 TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti. All rights reserved. "PwC" & TLS refers to TLS Associazione Professionale di Avvocati e Commercialisti or PwC Tax and Legal Services and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. Please see www.pwc.com/structure for further details.

PwC イタリア

メールマガジン、セミナー情報（日本語・英語・イタリア語）をご希望の際は[リンク](#)よりご登録ください。

[PwC TLS Linked In ページ（英語・イタリア語）](#)